

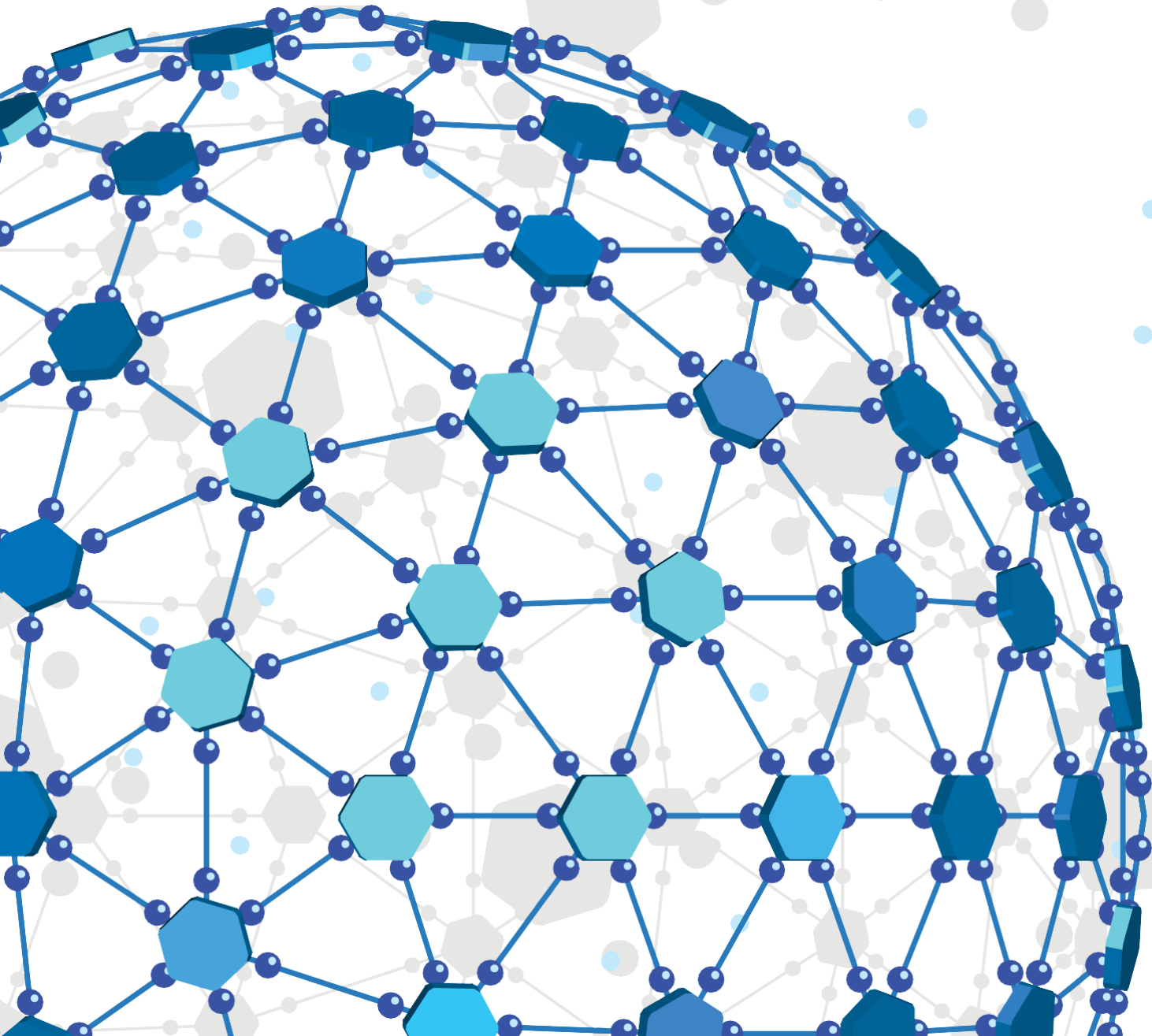


# 水ガバナンスに関するOECD指針

2015年5月11日にOECD地域開発政策委員会  
が採択

2015年6月4日に開催されたOECD閣僚理  
事会において歓迎された。

起業家、中小企業、地域や都市のためのセンター



## なぜ水ガバナンスに関する OECD 指針が作られたのか。

水に対する見通しが不透明であるなか、より少ない負荷でよりよい対応をすることが必要である。

水は世界で逼迫しており、これに対し関係分野の行動が求められている。

- 入手可能な高品質の水は限られており、水は非常に貴重な資源である。OECDの予測では、世界の人口の40%が2050年までに水ストレスの多い河川流域に住み、2050年までに水需要が55%増加すると予測されています (OECD、2012a)。
- 世界各地の地下水の過剰なくみ上げと汚染により、食料安全保障、生態系の健全性、安全な飲料水の供給に重大な問題をもたらし、地盤沈下のリスクを引き上げる。
- 2050年には、2億4千万人が清潔な水が入手できない状況にあり、また、14億人が基本的な公衆衛生のない状況におかれると見込まれる。
- OECD 地域内では、水インフラは老朽化し、技術は陳腐化している。ガバナンスの仕組みは、増加する水需要、環境面の課題、気候変動や水関連に疾病に対応するためには、不十分である。
- インフラの更新と改善のために多額の投資が必要とされており、水供給と公衆衛生のために2050年までには6.7兆ドルが必要と見積もられている。なかでも、2030年までには、水に関する幅広いインフラの投資は3倍になるとされている(OECD, 2015c)。

### 水セクターは細分化されている

水セクターは、複数段階のガバナンスへの感度が高く、それに依存しているという本質的な特徴を持っている。

- 水は、セクター、場所及び人々を結び、地理的、時間的規模をもつなぐものである。多くの場合、水文的な境界は行政境界とは一致しない。
- 水管理（表流水及び地下水）は、世界的かつ地域的な課題である。また、意思決定、政策及び事業サイクルにおいて多くの公共、民間、NGOの関係者を必要としている。
- 水は、資本が高度に集約し、また、独占的なセクターである。重大な市場の失敗を伴う場合は、調整が不可欠である。
- 水に関する政策は本質的に複雑であり、健康、環境、農業、エネルギー、空間計画、地域開発及び貧困削減等の開発に関し重要な分野に強く関連している。
- 程度に差異はあるも、政府は、地方政府に対して、複合的で資源集約的な権限を与えてきた。その結果、政府の各レベル間での相互連携が高まり、細分化を緩和するための調整が必要となった。

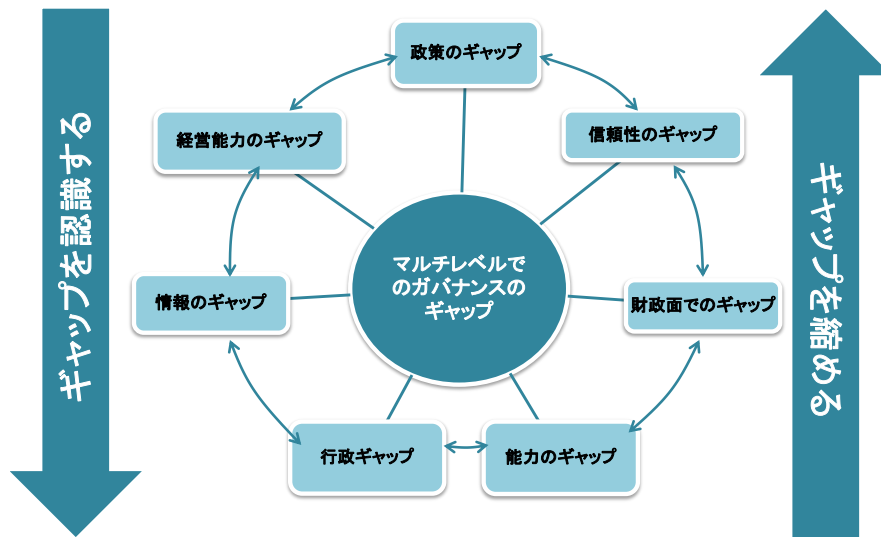
今後の水に関する課題に対応するためには、「何をするか」に加え、「誰が何をするか」、「なぜ」、「どの段階の政府が」、「いかに」という問いが重要である。政策的な対応は、これらが一貫し、関係者が適切に関与し、十分整理された規制枠組みがあり、十分な情報が入手可能であり、能力、清廉さ、透明性のある場合に有効となる。

将来に向けて、政府機関は変動する状況に適合する必要があるとあり、政治的意思や政策的継続性はより包摂的かつ持続可能な政策実例に移行する際の鍵となる。

**水の危機は、多くの場合、そもそも「ガバナンス」の危機である。**

2010 年以後、OECD は、水に関する政策の企画立案と実行を阻害するガバナンスのギャップに関する証拠を示してきた。また、このための政策対応例や隙間を克服するための好事例も示した。「OECD マルチレベルのガバナンス枠組み—ギャップを認識し、埋める」は、ガバナンスの課題を特定し、それを乗り越えるための政策立案者のための分析的枠組みやツールを提供した。これらの課題は、それぞれの国の制度的背景、水の利用可能状況や分権化の状況という違いにも関わらず、大なり小なりすべての国に影響を及ぼすものである。

**マルチレベルのガバナンス枠組み；ギャップを認識し、埋める**



Source: OECD (2011), Water Governance in OECD: A Multi-Level Approach, OECD Publishing, Paris

この分析的枠組みは、水ガバナンスの状況を分析するため 17 の OECD 加盟国と 13 のラテン・アメリカの国々において活用された。さらに、水セクターの改革を支援するため、国レベルの多くの利害関係者間の対話が、メキシコ（2013）、オランダ（2014）、ヨルダン（2014）、チュニジア（2014）及びブラジル（2015）において実施された。関係者の関与、都市の水管理及び水に関する規制機関のガバナンスについて課題別の知識や政策ガイダンスも策定された（2015）。



OECD の証拠によると、世界中の水問題を解決する唯一無二の解決策はなく、国内外に多様な解決策がある。ガバナンスは、地域ごとの特質に対応したものである必要があり、ガバナンスは地域の実情に左右され、水に関する政策を各地域に適したものにすることが重要であることを認識する必要がある。

しかし、水をめぐるガバナンスの展望は過去 25 年で変貌した。情報はより容易に広がり、このため不備、失敗及び好ましくない事例が大いに明るみに出る可能性が高まった。地方分権化によって、地域の実情に合わせて政策をカスタマイズすることができるようになったが、公共サービスの提供に関する能力や調整に課題があることが明らかになった。

水に関する政策を効率的にするためには、ボトムアップで包摂的な意思決定が肝要であるとの認識が、現在高まっている。さらに、多くの法的枠組みが水に関する政策における主要な進化を巻き起こした。しかしながら、多くの政策提言をしてきたヨーロッパ水枠組み指令、国連ミレニアム開発目標、2010 年 7 月 28 日付け国連総会決議「水と衛生への人権」など、実施にあたり、ガバナンスの障害に直面している。

最後に、「総合水資源管理」の概念の適用については、国内外で不均一な結果をもたらした。その導入にあたっては、短期、中期及び長期的展望に立って持続可能な方法による運用を可能とする枠組みが必要である。そのような実行上の課題があるという観点から、水ガバナンスに関する OECD 指針は、現在及び将来の水問題に対応するため、水ガバナンスを強化しようとする全てのレベルの政府を支援することを目指す。

## 水ガバナンスに関する OECD 指針：目的は何か

---

### 将来に適合する公共政策の促進の必要性

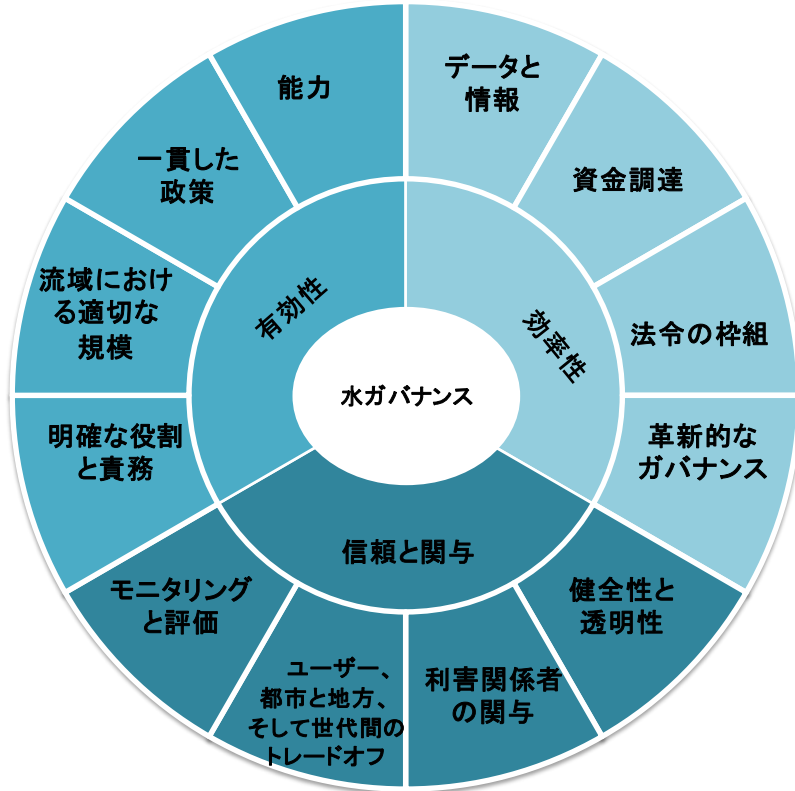
現在及び将来の課題に対応するには、健全な公共政策、適切な規模における事前に定義し時系列に基づく測定できる目標、責任ある関係部局にまたがる明確な責任の役割分担や、定期的なモニタリングや評価があることを必要とする。

水ガバナンスは、政策立案者と同様に重要な役割を担っている様々なレベルの政府、市民社会、民間企業そして幅広い利害関係者間で責任分担がされたなかで、良好な水ガバナンスから得られる経済的、社会的、環境的な利益を受けるため、政策の企画立案及び実施に大いに役立つものである。

水ガバナンスに関する OECD 指針は、水ガバナンスにおける 3 つの相互に強化し補完しあう側面に基づき、具体的で成果主義の公共政策に貢献することを意図している。

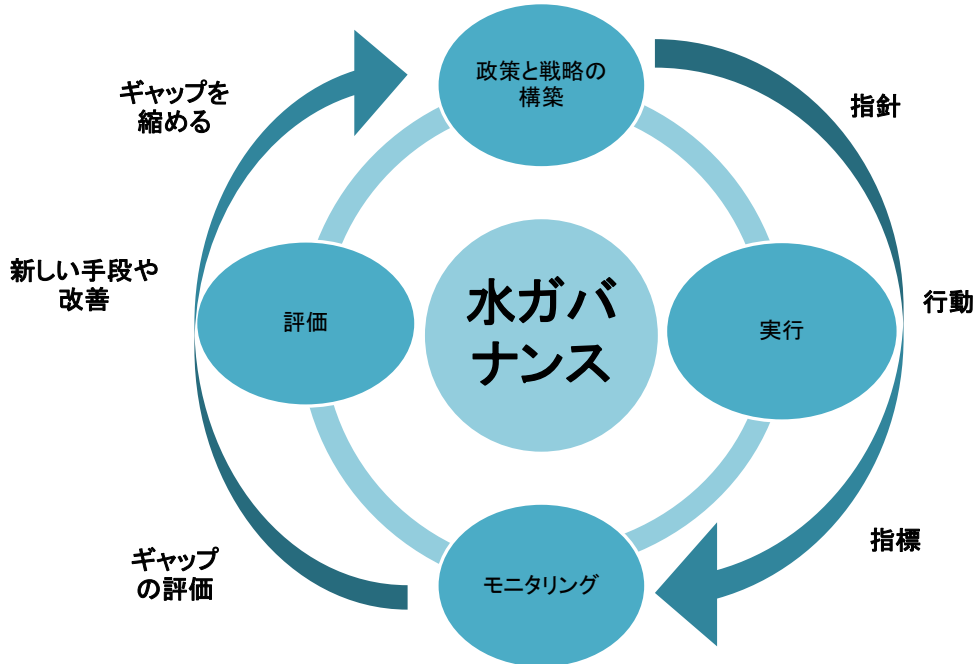
- **有効性**；政策目的を達成し、期待された目標を実現するため、すべての政府のレベルにおいて、明確で持続可能な水政策の目的と目標を定義づけするためのガバナンスの貢献。
- **効率性**；社会に対する最も軽易な負担により、持続可能な水管理と福祉に関する利益を最大化するためのガバナンスの貢献。
- **信頼と関与**；社会全体の民主的な正統性と公平性を通じて、民衆の信頼構築と利害関係者の関与を促進するためのガバナンスの貢献。

水ガバナンスに関する OECD 指針の概要



水ガバナンスに関する OECD 指針は、政策立案から政策実施にわたる「水ガバナンス・サイクル」の改善に貢献することを目指す。

「水ガバナンス・サイクル」



Source: Forthcoming, OECD Working Paper, 2015, Water Governance Indicators

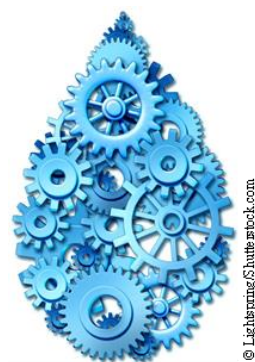
## ガバナンス、それは水に関する政策の立案と実施に成功するための条件である

水ガバナンスに関する OECD 指針は、世界中の水問題を解決する唯一無二のものは存在しないが、国内外の法的、行政的、組織的システムが多様であるなか、選択肢を示すメニューを示すことはできることを前提に策定された。ガバナンスは地域の実情に対応したものであることが必要であるとの認識に基づいている。すなわち、水に関する政策は異なる水資源や場所に適合したものである必要があり、ガバナンスの対応は、変化する事情に適合しなければならない。

水ガバナンスに関する OECD 指針は、合法性、透明性、信頼性、人権、法による統治、利害関係者の関与等、よいガバナンスに関する一般的な原則に基づく。水ガバナンスは、目的そのものではなく、目的を実現するための手段であると認識されている。ガバナンスは、意思決定が行われ、利害関係者が関心を表明でき、懸念が考慮され、また意思決定者が水管理に責任をもつことができるよう、政治的、制度的、行政的規範、実務や（公式・非公式の）プロセスなどである。

水ガバナンスに関する OECD 指針は、「水が多すぎる」、「水が少なすぎる」、「水が汚染されすぎている」という問題を、持続可能で、統合され包摂的な方法によって、対応可能な費用で、合理的な時間枠において管理することを支援する水ガバナンスの仕組みを増進することを目的とする。国家と社会の建設的な関係を促進する中で、ボトムアップとトップダウンの組み合わせにより主要な水に関する課題を解決することに役立つのであれば、ガバナンスは「よい」とみなされる。不当な取引費用を生み出したり、場所に即したニーズに対応しないのであれば「悪い」とみなされる。

水ガバナンスに関する OECD 指針は、水ガバナンスの仕組み（多少形式的かつ複雑で費用がかかるものであっても）は、対応を迫られている課題に沿って設計されるべきものであると考えている。この問題解決の取り組みは、水ガバナンスの「形態」は、水ガバナンスの「機能」に従うべきものであることを意味している。構造化、組織化そして制度形成を図ることは、水そのものの環境面での健全性の維持と改善を目指しながらも、良好な水質の水を十分供給するという究極の目標からかけはなれたものであってはならない。



© Lightburn/Shutterstock.com

## 水ガバナンスに関する OECD 指針はいかにして作成されたのか。

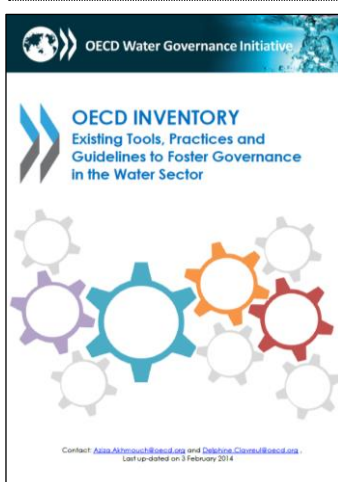
OECD は第 6 回世界水フォーラム（2012 年 3 月にマルセイユで開催）まで「よいガバナンス」という課題グループを主導した。300 以上の利害関係者による実務者コミュニティが、フォーラムにおける準備プロセスの一部として 9 の主要セッションを組織するために設立された。マルセイユにおけるガバナンスの議論は、よりよい水ガバナンスを支えるために、すべてのレベルにおける政府のための参考となる共通の枠組み提供する明確な政策ガイドラインが必要であるとの結論に達した。

そのフォローアップとして、OECD 水ガバナンス・イニシアティブ(WGI)<sup>1</sup>は、100 名以上の公共、民間、非営利部門からの代表者による多様な利害関係者のプラットフォームとして、6 ヶ月ごとに政策フォーラムにおいて議論するために、2013 年 3 月 27-28 日に創設された。その後、水ガバナンス・イニシアティブは、水に関する課題に対し水ガバナンスによる対応を拡大するために、継続的かつ共同の取り組みを確保することに尽力している。

<sup>1</sup> <http://www.oecd.org/gov/regional-policy/water-governance-initiative.htm>

## 第 6 回世界水フォーラムにおける水ガバナンス目標とコーディネーター（2012 年 3 月）

	<p><b>目標 1</b> 2015 年までに、50%の国は、地方、地域、国家そして国際レベルにおける利害関係者が、統一的で、包括的、統合的な方法による意思決定に効果的に貢献できるよう、協議、参加及び調整のメカニズムを導入する。2020 年までにはすべての国において実践される。</p> <p><a href="#">Click to download the Target 1 Synthesis Report</a></p>
	<p><b>目標 2</b> 2015 年までに、50%の国は、規制枠組みを強化し、水政策をモニタリングし評価するための実行指標（水供給）を導入する。また、すべての国は、水供給における良好なガバナンスを助長するために、中央及び地方レベルにおいて能力強化プロセスを導入する。2018 年までにはすべての国が導入する。</p> <p><a href="#">Click to download the Target 2 Synthesis Report</a></p>
	<p><b>目標 3</b> 2021 年までに、河川流域管理計画数を 30%増加させる（現状と主要課題の分析）。</p> <p><a href="#">Click to download the Target 3 Synthesis Report</a></p>
	<p><b>目標 4</b> 2015 年までに、既存の（地方、中央、国際的）規制及び法的枠組み並びに総合水資源管理メカニズムに基づく水セキュリティ診断やガバナンス手法をもつ国数を増やす。</p> <p><a href="#">Click to download the Target 4 Synthesis Report</a></p>
	<p><b>目標 5</b> 2018 年までに、30 ヶ国が水セクターの高潔性、存在または潜在的汚職のリスクを診断／マッピングを行い、汚職防止政策が効果的に実施されることを確保することについて公約する。</p> <p><a href="#">Click to download the Target 5 Synthesis Report</a></p>
	<p><b>目標 6</b> 2018 年までに、30 ヶ国が、水インフラ投資計画とその実行（財政的、技術的、そして社会経済的影響）に関する情報を含む水関連予算プロセスの透明化を実施し、水セクター内における透明性と信頼性の向上のための手法とツールを実践する。</p> <p><a href="#">Click to download the Target 6 Synthesis Report</a></p>



水ガバナンスに関する OECD 指針を開発するための事前準備として、既存の仕組みを理解するため、水ガバナンスに関する政策手法、ガイドライン及び原則を一覧表に収集した<sup>2</sup>。

この文書は 108 のガバナンス手法、うち 55 は、水セクターに特化したもので構成されている。それらは、自発的で拘束力のある国際的な手法、多岐にわたるイニシアティブ、プログラム、ガイドライン、ハンドブックや実践的な手法などである。一覧表は、利害関係者の関与、水供給と衛生に関する成果とガバナンス、流域のガバナンス並びに健全性及び透明性により構成されている。

この知識の蓄積によって、水ガバナンスに関する OECD 指針は、国際的な好事例を蓄積しつつ、水ガバナンスに関するギャップを特定し、これに対応するための体系的な枠組みを提供するものであり、その作成には追加的な価値が高いことが明らかとなった。

水ガバナンスに関する OECD 指針は、WGI におけるボトムアップと多様な利害関係者との意見交換を経て、また OECD 地域開発政策委員会の傘下と指導を受け、OECD 規制政策委員会及びその経済規制官庁ネットワークとの緊密な連携の下、議論され作成された。さらに、幅広い協議が OECD 内の各種委員会及び下部機関においてなされた。特に生物多様性、水とエコシステム作業部会を含む環境政策委員会、公共の清廉性に関する上級実務者作業部会を含む公共ガバナンス委員会、開発支援委員会、投資委員会及び農業委員会などにおいて実施された。



水ガバナンスに関する OECD 指針は、2015 年 4 月 29-30 日に開催された第 33 回地域開発政策委員会会合において議論され、2015 年 5 月 11 日に書面手続きを経て委員会により承認された。OECD 理事会は 5 月 13 日に水ガバナンスに関する OECD 指針を歓迎し、2015 年 6 月 4 日に開催された閣僚理事会において水ガバナンスに関する OECD 指針の支持を表明した大臣へ送付することに合意した。



## 水ガバナンスに関する OECD 指針

水ガバナンスに関する OECD 指針は、水ガバナンスシステムが最適に実行されているかを理解し、必要な場合にはこれを調整することを支援するための枠組みを提供している。OECD 指針は、好事例をより分かりやすく示し、国際的な経験から学び、全てのレベルの政府で適時適切な変化をもたらす改革プロセスを実行するための取り組みを促すことができる。また、OECD 指針を通じて、国際的な経験から学ぶことにより、失敗や潜在的な危険を避けることができる。

水ガバナンスに関する OECD 指針は、以下の点を考慮している。

- 現在及び将来の水に関する課題に対応するためには、明確な公共政策、適切な規模に事前に設定した時間軸における測定可能な目的の設定、権限のある官庁間での明確な役割分担、定期的なモニタリングと評価が必要である。
- 効果的で、効率的で、包摂的な水ガバナンスは、現在及び将来の水に関する課題に対応するために、複数レベルの政府間で分担された責任の下、また、関連する利害関係者との協力において、政策の企画立案と実施に貢献する。
- 法的・制度的枠組み、文化的慣習、さらには気候、地理的及び経済的状況は、水に関する課題や政策対応が多様であることの源泉であり、これらの点は、国内外でも状況が多様であることから、世界的に課された水に関する問題に対し、単一かつ均一な政策によって対応することはありえない。
- それゆえに、関心のある OECD 加盟国や非加盟国は、水ガバナンスに関する OECD 指針を、各国特有の状況に合わせて国としての政策の企画立案や実施のために活用することが適切である。
- 水ガバナンスは、水に関する政策の全体的な枠組みの重要な要素である；よいガバナンスに関する一般的な原則が水セクターに当てはまり、水ガバナンスの成果は他の分野における水に関する政策枠組みの進捗に影響される。
- これらの原則はすべてのレベルの政府に関連するものであり、加盟国・非加盟国の間において広く共有されるべきものである。
- OECD は、OECD 加盟国や非加盟国がこれらの基準に到達し、好事例を特定することを支援することができる。将来的な作業としては、地域開発政策委員会は、水ガバナンスに関する OECD 指針をフォローアップするための必要な提案を行う。
- これらの原則は OECD における将来の水に関する作業において考慮される。

水ガバナンスに関する OECD 指針は、包括的な水に関する政策サイクルに適用され、組織的に、また、包摂的に実施されるべきものである。

このため、水ガバナンスに関する OECD 指針は、以下の点を区別しない。

- 水管理機能（例：飲料水の供給、公衆衛生、洪水防御、水質、水量、雨水及び豪雨）
- 水利用（例：上水道、工業用水道、農業用水、発電用水と環境用水）
- 水管理及び水資源へのオーナーシップ（例：公共、民間、混合）



## 水ガバナンスの実効性の強化

**原則 1：水に関する政策立案、政策実施、政策の運用管理と規制に関する役割と責任を明確に割当て、区分し、これらの担当当局間の調整を促進する。**

そのため、法的、制度的な枠組みは、

- a) 水に関するすべてのレベルの政府と水関連組織にわたる役割と責任の分担を特定すべきである
  - 政策立案、特に優先事項の設定と戦略的計画
  - 政策実行、特に財政及び予算、データと情報、利害関係者の参画、能力開発と評価
  - 運用管理、特にサービス供給、インフラ運用と投資、また、
  - 法規とその実施、特に、料金設定、基準、認可、モニタリングと監理、財務管理と監査、紛争管理
- b) すべてのレベルの政府にわたる効果的な調整を通じて、ギャップ、重複や利害の対立を特定し対応することを支援すべきである

**原則 2：地域の状況を反映するため、総合的流域ガバナンスシステムにおける適切な規模で水を管理し、異なる規模の間での調整を促進する。**

そのため、水管理実務やツールは、

- a) リスク回避及び総合水資源管理を通じて、水資源を最大限に活用するという視点で、環境、経済、社会の長期的な目的に対応すべきである
- b) 上水の確保と供給から下水の排水と流水の還元までの健全な水文学的サイクル・マネジメントを促進すべきである
- c) 国家政策と地方の状況に即した効果的な流域管理計画を通じて、明確で一貫した権限に基づく適応性のある緩和の戦略、行動計画と手段を促進すべきである
- d) 水資源管理のための利害関係者、利害関係者及び政府の各レベルの間の多層的な協力を促進すべきである、また、
- e) 国境を越える水資源の利用における辺縁の協力を強化すべきである

**原則 3：効果的な分野横断、調整を通じた政策の一貫性を、特に、水と環境、健康、エネルギー、農業、産業、空間計画や土地利用の間において促進する。**

- a) 省庁、公的機関及び政府の各レベルにわたる分野横断計画等の一貫した政策を助長する調整メカニズムの促進
- b) リスク回避や、水利用可能性、水質と需要（農業、林業、鉱業、エネルギー、漁業、交通、レクリエーションと舟運など）に影響する政策を考慮した水資源の利用、保全と浄化の協調的なマネジメントの促進
- c) モニタリング、報告とレビューを用いた、水セクター内外における実務、政策及び規制による政策一貫性の障壁の特定、評価及び対応、また、
- d) 分野毎の戦略間の対立の緩和のためのインセンティブや規制の提供、これらの戦略の水管理のニーズへの関連づけ、地方のガバナンスと規範に適合する解決の発見

**原則 4：水問題の複合性への対応や、任務の遂行に必要な適格性に、担当当局の能力のレベルを適合させる。**

- a) 総合水資源管理、特に、計画立案、ルールづくり、プロジェクト管理、財務、予算管理、データ収集とモニタリング、リスクマネジメントと評価を実施するための能力のギャップの特定と対処
- b) 水ガバナンスシステムにおける技術的、財政的、組織的な能力のレベルを問題とニーズの性質に整合させる
- c) 必要に応じて、能力の発揮を踏まえた、適応性があり発展していく権限の割当の促進
- d) 成果主義、透明な手続きを用いて、ポリティカル・サイクルと無関係な公務員と水専門家の雇用の促進、また、
- e) 水関連組織や利害関係者の能力の強化、共同、知識共有を推進するための水の専門家の教育とトレーニングの促進

**水ガバナンスの効率性の強化**

**原則 5：一貫性があり、比較可能で、政策に関連した水と水関連のデータや情報を作成、更新、適時共有するとともに、水政策を指導、評価、改善するために、それを活用する。**

- a) 費用対効果が高く持続可能な生産、高品質の水の共有方法、水関連のデータと情報の必要性の特定、例えば、水資源の状況、資金、環境のニーズ、社会経済の特徴と組織の位置づけ
- b) 組織間、水関連データ作成機関間、データ作成者と利用者間、政府の各レベル間の効率的な調整と経験の共有の助長
- c) 水情報システムの設計とその実施における利害関係者の参画の促進、また、そのような情報が、透明性、信頼性と比較可能性（例えば、データバンク、報告、地図、図表、観測所）の促進のためにいかに共有されるべきかというガイダンスの提供
- d) 流域規模における調和された一貫性のある情報システムの設計の促進、例えば、越境水の場合、沿岸の国々の合意枠組みにおける相互の信頼、相互利益と同等性の醸成、また、
- e) 重複と相乗効果を確認し、不要なデータの過負荷を監視するためのデータ収集、利用、共有と普及の再評価

**原則 6：水財源の動員と財源の配分が、効率的に透明性をもって、適時に配分されることに、ガバナンス・アレンジメントが資することを担保する。**

- a) 例えば、汚染者負担の原則や利水者負担の原則、環境サービスへの支払いなどの原則の構築を通じて、政府の各レベルにわたる水関連機関がその権限にみあった必要な収入を得ることを支援するガバナンス・アレンジメントの促進
- b) 短期、中期、長期にわたる投資と運用の必要性を評価し、それらの財源の利用可能性と持続可能性の確保に資するためのセクター再評価と戦略的財政計画の実施
- c) 水関連の活動やインフラ投資を含む偶発責任の明確な把握のため、予算と会計の健全で透明な実務の採用、複数年にわたる戦略計画の政府の毎年の予算や中期的な優先事項への整合
- d) 効率的で透明性のある水関連の公的な基金の配分（例えば、公共契約、スコアカードや監査を通じて）を促すメカニズムの適用、また、
- e) 信託及び財政のセーフガードの維持に加え、公共支出に関連する不必要な行政的負担の最小化

## 原則 7 : 健全な水管理の規制の枠組みが効果的に実施され、公益が追求されることを確保する。

- a) 水政策の成果を達成するルール、基準及びガイドラインを定める包括的で、一貫性があり、予測可能な法的、制度的な枠組みの確保、統合的な長期計画の立案の促進
- b) 主要な規制の機能が、公的機関、専門の機関や政府の各レベルにわたり、監督当局に必要な財源が付与されることの確保
- c) ルール、制度、プロセスが、よく調整され、透明性が確保され、差別的ではなく、参加的で理解されやすく、また、実行されやすいことの確保
- d) 規制プロセスの質の向上を図り、その結果が適切に一般に入手できるようにする法規ツール（評価及び協議メカニズム）の利用促進
- e) 費用対効果の高い方法でのコンプライアンスと規制目的の達成を促す、明確で透明性がありバランスのとれた実行ルール、手順、インセンティブ及びツール（報奨と罰則を含む）の設定、また、
- f) 選択の範囲が適切であることを踏まえて、裁判への差別的でないアクセスを通じて、効果的な救済策が申し立てられることの確保

## 原則 8 : 担当当局、政府の各レベル及び利害関係者の間での革新的な水ガバナンスの実践の採用と実施を促進する。

- a) 水ガバナンスについて、実験や試験的な取り組みを促進し、成功と失敗から得られた教訓を引き出しながら、再現可能な実践にスケールアップする
- b) 例えば、プラットフォームのネットワーク化、ソーシャル・メディア、情報通信技術や使いやすいインターフェース（デジタルマップ、ビッグデータ、スマートデータやオープンデータなど）などを通じた対話と合意形成を促すための社会学習の促進
- c) 協力、資源や能力の集約、セクター間での相乗効果を構築し効果的な利益を求めるための革新的な方策の促進、特に、都市の水ガバナンス、地方自治体間の協働、都市と農村のパートナーシップ、実績主義の契約を通じた方策、また、
- d) よりよい水ガバナンスに資して、科学的発見と水ガバナンスの実務の相違を埋めるための強力な科学と政策との調和の促進

### 水ガバナンスにおける信頼と関与の強化

## 原則 9 : 意思決定におけるさらなる説明責任と信頼のため、水政策、水関係機関及び水ガバナンスの枠組みにわたる規範と透明性のある実践を主流化する。

- a) 意思決定者と利害関係者に説明責任を持たせる法的、制度的枠組みの促進、例えば、情報への権利、水関連の問題や法の執行の促進を調査する独立した組織
- b) 国家や地方の状況の中での規範や透明性に関する基準、実行の法体系及び憲章とそれらの実施の監視の促進
- c) 透明性のある水政策の立案と実施のための明確な説明責任とコントロールメカニズムの確立
- d) 全ての水関連組織の公共調達等において、現存する、又は、潜在的な汚職の原因やリスクの定期的な分析とマッピング、また、
- e) 様々な利害関係者の関与や、水の規範と透明性のギャップを特定し対応するための専門ツールと行動計画の採用（例えば、規範の監視／協定、リスク分析、社会の証言）

## **原則 10：水政策の立案と実施に見識と成果主義で貢献するため、利害関係者の参画を促進する。**

- a) 責務、主な動機、関心と同様に、結果に関係し、水関連の意思決定の影響を受けるであろう公共、民間及び非営利の関係者の位置づけ
- b) 立場が劣る区分（若者、貧困者、女性、先住民、生活水利用者）、新規参入者（不動産開発業者、機関投資家）及びその他の水に関連する利害関係者や組織への特別の配慮
- c) 意思決定ラインや利害関係者からのインプットの想定される用途の明確化、また、専門家と専門家以外の間の意見と同様に、多数派や声高な部門の力のアンバランスとリスクの緩和
- d) 必要に応じ、正確、適時、信頼できる情報や利害関係者の能力向上の促進
- e) 学習、調整、改善のための利害関係者の参画の過程と成果を適宜評価、例えば、参画プロセスの費用便益評価
- f) 地域の状況、ニーズや能力を考慮して利害関係者の参画を促すための法的、制度的枠組み、組織体制及び担当当局の促進、また、
- g) 利害関係者の参画のタイプやレベルのニーズに応じたカスタマイズ、また、変化する状況に応じたプロセスの柔軟な維持

## **原則 11：利水者、農村と都市、世代間におけるトレードオフの調整に資する水ガバナンスの枠組みを促進する。**

- a) とりわけ脆弱なグループや遠隔地に住む人々の間での意思決定が差別的にならないような参加の促進
- b) 高品質の水サービスと水資源にアクセスする障壁を特定し対処するための地方政府や利水者の強化、また、水関連組織と空間計画者との間のさらなるパートナーシップ等の農村と都市の協力の促進
- c) 意識啓発や、誰が何のために費用負担すべきかのコンセンサスを得るため、また、現在や将来の入手容易性や持続可能性に貢献するため、水が多すぎる、水が少なすぎる、また水が汚染され過ぎているということに関連したリスクとコストに関する公共の討論の促進、また、
- d) 意思決定を導くため、市民、利水者及び場所に関する水関連政策の分配結果を証拠に基づき評価することの推奨

## **原則 12：水政策とガバナンスの定期的なモニタリングと評価の適切な促進、必要に応じて、結果を国民と共有し調整する。**

- a) モニタリングや評価のため、十分な能力、適度な独立性、資金、必要な手段を有する専門組織の促進
- b) 意思決定を効果的に導くための信頼できるモニタリングと報告メカニズムの開発
- c) 水政策が意図された結果をどの程度満たしたか、また、水ガバナンスが目的に沿っているかの評価、また、
- d) 適時かつ透明性のある評価結果の共有の促進、新しい情報が有効になる戦略の適用

## 水ガバナンスに関する OECD 指針についての大邱マルチ・ステークホルダー宣言

水ガバナンスに関する OECD 指針についての大邱マルチ・ステークホルダー宣言（大邱宣言）は、原則を支えるマルチ・ステークホルダーによる取り組みの具体的な成果である。大邱宣言は、第7回世界水フォーラムにおいて2015年4月13日に OECD 事務総長アンヘル・グリア氏に手交された。



### 水ガバナンスに関する OECD 指針についての大邱マルチ・ステークホルダー宣言

我々、公共、民間及び非営利セクター、主要なグループ及び個人の集まりは、OECD 水ガバナンス・イニシアティブに積極的に関与し、年に2回の政策フォーラムにおいて120以上の代表者が参集する革新的なマルチ・ステークホルダーのネットワークとして、水の危機はガバナンスの危機であると確信している。

1. 水に関する政策の立案と実施をより生活を実現するために、国政府及び地方政府を支援する確固たる枠組みとして、水セクター内外の幅広い利害関係者との協力の下、水ガバナンスに関する OECD 指針を全面的に支持します。
2. 第6回世界水フォーラム（2012年マルセイユ）における OECD の公約のフォローアップとして、2013年3月27日に OECD 水ガバナンス・イニシアティブが設立された以降、同原則作成に至るボトムアップ、マルチ・ステークホルダー及び包摂的なプロセスを賞賛します。
3. 2015年4月29日の第33回地域開発政策委員会において OECD 加盟国に対して同原則を承認することを求めます。また、2015年6月3-4日の OECD 閣僚理事会において、強力でハイレベルかつ政治的な契機を得ることを求めます。
4. 法的な性格と強固な同義的意義を持たせ、また、好事例を特定し、それを拡大するための合意に基づく基準値を提供し、ガバナンスと政策の変革をもたらすため、同原則が OECD 勧告へ統合されることを期待します。
5. 開発途上国や新興国において同原則が支持され、それに続く勧告にも従うことを勧めます。
6. 水ガバナンスの効果、効率、信頼及び参画を強化するため、すべての利害関係者が同原則を活用して、活動や政策実践を行うことを宣言します。
7. 組織内、参加者内やネットワーク、パートナーや公共など幅広く、同原則を広く普及させることを約束します。
8. OECD 水ガバナンス・イニシアティブと同様のボトムアップと包摂的なプロセスに基づき、OECD に水ガバナンス指標を開発することを勧めます。これによって、特に持続可能開発目標にかんがみ、同原則の実施状況をモニタリングすることができます。
9. 各原則についてベンチマーキング及び相互学習を促進するための国際的な経験を収集することを通じて、水ガバナンス・イニシアティブが継続的に重要な役割を担い続けることを期待します。
10. OECD に対しその取り組みとリーダーシップについて感謝します。そして、水分野におけるよいガバナンスを支援するため、将来的に協力して貢献し続けます。

大邱宣言についてネット上で閲覧できます。<http://www.oecd.org/gov/regional-policy/world-water-forum-7.htm>

第7回世界水フォーラムにおける OECD 主催のセッションにおいて、Peter Glas 氏（OECD 水ガバナンス・イニシアティブ議長）が議長を務めたハイレベル・パネルが開催され、セッションには、Yeon-man 氏（大韓民国環境副大臣）、Jean-Louis Chaussade 氏（スエズ・エンバイロメント会長）、Francisco Nunes-Correia（ポルトガル水パートナーシップ会長）、Celia Blauel 氏（アクア・パブリカ・ヨーロッパ会長）及び Joppe Cramwinckel 氏（持続可能開発に関する世界ビジネス評議会水部長）が登壇した。パネリストたちは、水ガバナンスにおける OECD 指針について、意思決定者及び実務者にとって効果的、効率的そして包摂的な水ガバナンスに対する羅針盤となる足掛かりであり、価値のある枠組みとして歓迎した。

同宣言は、OECD 水ガバナンス・イニシアティブに積極的に貢献し、その活動や業務に組み込むことを約束し、また、同原則の実施を支援するために OECD と協働することを約束した 65 の公共、民間、非営利組織、主要な利害関係者グループや個人らによる署名を集めた。


## 署名のリスト



Jean-François Donzier  
Permanent Technical Secretary, INBO  
General Director, IOWater




Håkan Tropp  
Managing Director of the Knowledge Services,  
Stockholm International Water Institute

Pierre-Alain Roche  
President, ASTEE




Teun Bastemeijer  
Chief Advisor Strategy and Programmes, Water  
Integrity Network




Cobus de Swardt  
Managing Director, Transparency International




Alice Aureli  
Chief of Groundwater Section, UNESCO-IHP






Nicolle Raven

Secretary General, European Irrigation Association



Dogan Altinbilek

President, International Water Resources Association



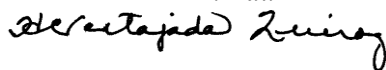
Nidal Salim

Director General, Global Institute for Water Environment and Health



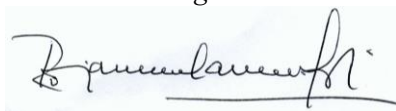
Hachmi Kennou

Executive Director, Institut Méditerranéen de l'Eau



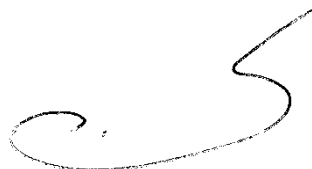
Cecilia Tortajada

Vice President, Third World Centre for Water Management



Rui Godinho

President, Portuguese Association of Water and Wastewater Services



Lesha Witmer

Coordinator, Steering Committee member, Butterfly Effect





Keizrul Bin Abdullah  
*Chairperson, Network of Asian River Basin Organisation*



Ignacio Castelao  
*Deputy Director, AcuaMed*



Robert Varady  
*Deputy Director, Udall Center for Studies in Public Policy*



Sharon Megdal  
*Director, Water Resources Research Center*



Gilles Trystram  
*Directeur Général, AgroParisTech*



Stefan Uhlenbrook  
*Vice Rector, UNESCO-IHE*



Ger Bergkamp  
*Executive Director, International Water Association*



Gyewoon Choi  
*Chief Executive Officer, K-water*



Henri Bégorre  
*President, Partenariat Français pour l'Eau*



Michael Scoullos  
*Chairman, Global Water Partnership Mediterranean*



Célia Blauel  
*President, Aqua Publica Europea*



EUROPEAN ASSOCIATION  
OF PUBLIC WATER OPERATORS

Rozemarijn Ter Horst  
*Coordinator, Water Youth Network*



Miguel A. Rodenas  
*President, Segura River Basin Authority - Spain*



Claude Menard  
*Professor of Economics, University of Paris*



Bai Mass Taal  
*Executive Secretary, African Ministers' Council on Water*



Roberto Olivares  
*General Director, National Association of Water and Sanitation Utilities of Mexico*



Peter Glas  
*President, Dutch Water Authorities*



María Ángeles Ureña Guillem  
*President, Júcar River Basin Authority - Spain*



Martin Guespereau  
*Director general, Agence de l'Eau Rhône Méditerranée Corse - France*



IL SEGRETARIO GENERALE  
(Dr.ssa Gaia Checcucci)

Gaia Checcucci  
*Secretary General, Arno river Basin Authority - Italy*



Franco Becchis  
*Scientific Director, Turin School of Local Regulation - Fondazione per l'Ambiente*



Neil Dhot  
*Secretary General, EurEau*



EurEau

*Ursula Schaefer-Preuss*

Ursula Schaefer-Preuss  
Chair, Global Water Partnership  
Water Governance Centre Netherlands

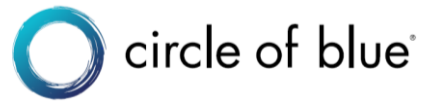
*Corné Nijburg*  
mr. C. Nijburg  
director

Corné Nijburg  
Director, Water Governance Centre



*J. Carl Ganter*

J. Carl Ganter  
Managing Director, Circle of Blue



*Francisco Nunes Correia*

Francisco Nunes Correia  
President, Portuguese Water Partnership



*Fernando Morcillo*

Fernando Morcillo  
President, Spanish Association of Water Supply and Sanitation



*Joppe Cramwinckel*

Joppe Cramwinckel  
Water Director, World Business Council for Sustainable Development



wbcasd

*Frédéric Molossi*

Frédéric Molossi  
President, Association française des EPTB



Gonzalo Robles Orozco  
*Vice-President, Spanish Agency for International  
Cooperation for Development*



Philippe Maillard  
*President, FP2E*



Francisco Cabezas

Francisco Cabezas  
*General Director, Fundación IEA*



Luigi Carbone  
*Commissioner, Regulatory Authority for Electricity and  
Gas and Water System - Italy*



Antoine Frérot  
*CEO, Veolia*



H.F.M.W. van Rijswijk  
*Professor, Utrecht University*



Jean-Louis Chaussade  
*CEO, Suez Environnement*



**Jaime Baptista**  
*President, Water and Waste Services Regulation  
Authority - Portugal*



Entidade Reguladora dos Serviços de Águas e Resíduos

**Xavier Ursat**  
*Member of the Governing Board, EDF*



**Erasmus  
University  
Rotterdam**

**Geert Teisman**  
*Professor, Erasmus University*

**Jennifer McKay**  
*Director, Centre for Comparative Water Policies and  
Laws, University of South Australia*



**Mohamed Boussraoui**  
*Executive Officer, United Cities and Local  
Governments*



**Stefano Burchi**  
*Chairman of the Executive Council,  
International Association for Water Law*



**Faraj El-Awar**  
*Programme Manager, Global Water Operators  
Partnerships Alliance*



**Jean-Philippe Bayon**  
*Coordinator, UNDP Global Water Solidarity*



Jean Launay  
*President, National Committee on Water – France*

Michel Lesage  
*Deputee, French National Assembly*

Bernard Barraqué  
*Emeritus Research Director, Centre International de Recherche de l'Environnement et de Développement*

Benedito Braga  
*President, World Water Council*

Yasmin Sidiqqi  
*Principal Water Resources Specialist, Asian Development Bank*

Gérard Mestrallet  
*CEO, GDF-Suez*

Jean Lapegue  
*Senior WASH Advisor, ACF-France*

Marco Lambertini  
*Director General, WWF International*



## 参考文献

---

- OECD (2015a), *Water Governance in Brazil*, OECD Studies on Water, OECD Publishing; <http://dx.doi.org/10.1787/9789264238121-en>
- OECD (2015b), *Stakeholder Engagement for Inclusive Water Governance*, OECD Studies on Water, OECD Publishing; <http://dx.doi.org/10.1787/9789264231122-en>.
- OECD (2015c), *The Governance of Water Regulators*, OECD Studies on Water, OECD Publishing; <http://dx.doi.org/10.1787/9789264231092-en>.
- OECD (2015d), *Water and Cities: Ensuring Sustainable Futures*, OECD Studies on Water, OECD Publishing; <http://dx.doi.org/10.1787/9789264230149-en>.
- OECD (2014), *Water Governance in the Netherlands: Fit for the Future?*, OECD Studies on Water, OECD Publishing; <http://dx.doi.org/10.1787/9789264102637-en>.
- OECD (2014), *Water Governance in Jordan: Overcoming the challenges to private sector participation*, OECD Studies on Water, OECD Publishing; <http://dx.doi.org/10.1787/9789264213753-en>.
- OECD (2014), *Water Governance in Tunisia: Overcoming the challenges to private sector participation*, OECD Studies on Water, OECD Publishing; <http://dx.doi.org/10.1787/9789264174337-en>.
- OECD (2013), *Making Water Reform Happen in Mexico*, OECD Studies on Water, OECD Publishing; <http://dx.doi.org/10.1787/9789264187894-en>.
- OECD (2012a), *OECD Environmental Outlook to 2050*, OECD Publishing; <http://dx.doi.org/10.1787/9789264122246-en>.
- OECD (2012b), *Water Governance in Latin America and the Caribbean: A Multi-level Approach*, OECD Studies on Water, OECD Publishing; <http://dx.doi.org/10.1787/9789264174542-en>.
- OECD (2011), *Water Governance in OECD Countries: A Multi-level Approach*, OECD Studies on Water, OECD Publishing; <http://dx.doi.org/10.1787/9789264119284-en>.

## 問い合わせ先

---

OECDウォーターガバナンスプログラムに連絡する

Eメール : [water.governance@oecd.org](mailto:water.governance@oecd.org) - 電話番号 : + 33 1 45 24 76 86

当社のウェブサイトを訪問 : <http://www.oecd.org/regional/water>

 OECD SMEs, Regions, Cities & Tourism ([@OECD\\_local](https://twitter.com/OECD_local) #OECDwater)



独立行政法人水資源機構による邦訳

原典は、2015年に公表された水ガバナンスにおける経済協力開発機構方針である。  
原典と邦訳（仮）との間にいかなる相違があっても原典の本文のみが有効とされるものである。

